陳述書

平成３０年　　月　　日

[redacted]

１　はじめに

[redacted]

２　住民票夫婦としてのスタート

私と夫がパートナーとして共に暮らし始めたのは、1989（平成元）年２月10日です。その日の朝、夫が居住していた[redacted]の住所に私が転入して、続き柄欄に「妻（未届）」と記載された住民票を作成してもらいました。住民票夫婦になったわけです。この方法は、そのころ、多数出版されていた夫婦別姓の実践に関する図書で知ったと記憶しています。[redacted]の窓口ではこちらが拍子抜けするくらい、すんなりと対応していただき、同様のカップルが意外に大勢いるのだろうと想像しました。

同日夕刻には、[redacted]の[redacted]において、友人、知人および両名の親族を招いて、披露宴を催しました。両名が勤務していた[redacted]は開明的な職場で、同じような事実婚カップルの先輩もおられましたので、違和感なく受け止めてもらえたかと思います。幸い、どちらの親族や友人のなかにも、表立って否定的な反応をする人はおりませんでした。

その後、住所は２回変わりましたが、今日まで平穏に共同生活を継続しています。その間、印象に残っているのは、[redacted]から[redacted]に一時転居した際のことです。[redacted]同様に「妻（未届）」の記載をお願いしたところ、窓口の職員に「証明するものがない」からできないと断られました。婚姻届の提出には証人２名が必要なのに、衡平を欠くという意味だったかと思われます。他の自治体の

住民票の記載が何よりの証拠ではないか、と主張し、「今回は認めましょう」ということになりましたが、自治体によってずいぶん対応に差があるものだなと驚きました。

3　婚姻届を提出してこなかった理由

私たちが婚姻届を提出しなかった（法律婚のかたちをとらなかった）のは、両名ともすでに論文を公表しており、氏が変わることによる不利益が大きかったことと、片方（大方は女性の側）が氏を変えなければ結婚できない制度に疑問を感じていたためです。

夫のほうは（男ですから）、それまで法律婚の制度自体に疑問をもっていたわけではないのですが、2，3回話し合って、女性のみが氏を変更することの理不尽さについて理解してもらうことができ、納得のうえ事実婚を選択しました。

当時、旧姓の通称使用はまだ一般的でなく、私たち二人が勤務していた[redacted]においても、戸籍姓が変わったことを届け出た者が旧姓を職場で使い続けるのは不可能でした。事実婚の先輩も多くいらっしゃいましたし、他方、旧姓を使用するために、勤務先には婚姻の事実を伝えないでいる人もいました。学者の世界でも通称使用は普及しておらず、旧姓をかっこ書きで加えるなどの対応をしている例が多かったと思います。

ただし、かりに職業上、旧姓（通称）使用が認められていたとしても、私たちがそうしたかどうかはわかりません。おそらくそのような選択はしなかったのではないかと思います。なぜならば、外国出張の際に、通称とパスポートの名前が異なるため、説明に苦労したという話を聞いていましたし、煩雑な手続きは避けたかったからです。さまざまな書類の書き換えの必要が生じることは、最近の別の訴訟でも明らかにされているとおりです。

また、当時は、すでに夫婦別姓をすすめる会などの市民団体が活動を開始しており、別姓容認派の学者や弁護士による論文なども公表されていました。民法改正に向けた機運が盛り上がっていたと言ってもよい状況であったと思います。私たちも、数年内には民法改正に向けた議論が進むであろうと予想しており、改正が実現してから法律婚の手続をとればよいと考えていたことも、婚姻届を提出しなかった理由の一つです。

4　法律婚ができないことによる不利益

法律婚ができないことによる不利益としてまず思い浮かぶのは、家族カードが作れない、家族割引が使えないといった金銭面の不利益です。また、配偶者控除が受けられないなどの税法上の問題も大きいのではないかと思いますが、私たちの場合は二人とも仕事を続けていましたので、幸い、その点は大きな問題に

はなりませんでした。

今後は、二人とも高齢者の範疇に入ってきますので、新たな問題が生じてくるだろうと危惧しています。相続の問題もありますが、もっとも気がかりなのは、お互いの健康面です。どちらかが緊急に入院したり、手術をしなければならなくなったような場合、公的に家族と認められていないと、病院側に迅速に対応してもらえるかどうか、大変不安です。事実婚の配偶者では家族と認められず、病院が遠くに住む親族に連絡したというような理不尽な例もあると聞いています。私は緊急事態に備えるため、いつも「妻（未届）」と記載された住民票のコピーを携帯しています。

また、もし、子供が生まれていたら、あれこれ思い悩んだでしょう。両親が法律上の婚姻関係にないことを理由に、子供に不利益が生じてはならないからです。知人のなかには、婚姻届、出生届、離婚届を相次いで提出し、別姓を貫徹した人もいました。私たちは結局、子供を授かりませんでしたので、こうした問題に悩むこともなかったのですが、不妊治療などを試みなかった理由の一つが事実婚の問題であったことは否定できません。

5　夫婦別姓という形の法律婚を認めていないことについて

法律婚というのは、カップルの自由な結びつきを法律の枠の中に入れて、公の秩序に取り込むとともに法的保護を与えるものだろうと考えます。そうであれば、なるべく多様な結びつきを包摂する制度を考えるべきではないでしょうか。諸外国で同性婚などを認めるところが増えてきているのも、そうした考えに基づいたものでしょう。

ところが、日本の現行制度は、別氏を希望するという理由のみによって、特定のカップルを法律婚の枠組みから排除してしまっています。

私たちが「夫婦」として生活を始めた約30年前、日本でもすでに、夫婦同氏強制の問題点については多くの議論がなされていました。実際に、平成8（1996）年の法制審議会では選択的夫婦別氏制度の導入が答申され、同年の民事行政審議会でも戸籍法改正の基本方向が答申されています。私も、数年内に、どんなに遅くとも21世紀に入る前には、法制度改革が実現するだろうと期待していました。しかし、政府は、国民の一部に強固な反対論が存在することを理由に、現在にいたるまで改革を拒み続けています。

この間に、それまで夫婦別姓を認めていなかった国々でも法制度改革が実施され、いまや日本のように同氏を強制している国はほかに例がなくなってしまいました。日本人の意識も若い世代を中心に大幅に変化してきているにもかかわらず、政府はあいかわらず積極的に動こうとしていません。これもまた、日本の「失われた30年」の一つの局面といえるのではないでしょうか。失望ととも

に、憤りを感じております。

私たちは、もうこれ以上待てないので、法的手段で訴えることを決意しました。

今こそ、日本が、夫婦別姓制度の実現に向けて動き出すことを、切に願います。

以上